



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0048
東京都千代田区神田司町2丁目4-2 小山ビル5F
電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
担当: 佐藤

定期健康診断と特定健康診査の違いについて

定期健康診断や特定健康診査（いわゆるメタボ健診）の検診項目は法律で定められています。医療保険者（協会けんぽ、健保組合等）や病院の各検診項目は法定を上回る項目が含まれていることがあります。今回はこの両健診の法定検診項目について確認してみましょう。



【定期健康診断と特定健康診査の対比表】

		労働安全衛生法に基づく 定期健康診断	特定健康診査
実施者と実施義務		事業主の義務	医療保険者の努力義務※
対象者と受診義務		常時使用する労働者 受診しなければならない	40歳～74歳の健保被保険者 受診義務はない (受診が望ましい)
診察等	問診(既往症、服薬歴、自覚症状、他覚症状、喫煙歴を含む)	◎	◎
	身長	◆1	◎
	体重	◎	◎
	BMI	◎	◎
	腹囲	◆2'	◎
	血圧	◎	◎
	視力	◎	
	聴力(1000Hz、4000Hz)	◎	
血液検査	中性脂肪(血清トリグリセリド)	◆2	◎
	HDLコレステロール	◆2	◎
	LDLコレステロール	◆2	◎
	AST(GOT)	◆2	◎
	ALT(GPT)	◆2	◎
	γ-GT(γ-GTP)	◆2	◎
	空腹時血糖又は ヘモグロビンA1c	◆2	◎
	ヘマトクリット値		□
	血色素量	◆2	□
	赤血球数	◆2	□
尿検査	尿糖	◎	◎
	尿蛋白	◎	◎
心電図	◆2	□	
眼底検査		□	
胸部エックス線検査	◆3		
喀痰検査	■		

- ◎：必須項目
- ◆1：20歳以上は、医師の判断に基づき省略可
- ◆2'：40歳未満(35歳除く)については、医師の判断により省略可
- ◆2：40歳未満(35歳除く)や一定のBMI以下の者等については、医師の判断により省略可
- ◆3：40歳未満(20、25、30、35歳等除く)については、医師の判断により省略可
- ：胸部X線検査をする者に関し、医師の判断に基づき実施
- ：医師の判断に基づき実施

※医療保険者が事業主検診の結果を事業主や受診者等から受領できる場合、別途受診の必要はない。



● 健診実施機関ではさまざまな健康診断を実施しています。また、協会けんぽでも「生活習慣病予防健診」について、補助を行っています。ただし、これらの健診項目に関しては、必ずしも上記法定の内容と一致しないものもあり、必ずしも従業員が受診しなくてもよい項目があることを覚えておきましょう。

● 特定健康診査は国が定めた受診率の目標があり、これに達しない場合、保険者に対し、後期高齢者医療制度への支援金が増額され、結果的に保険料率に影響することになります。そのため、保険料率上昇を抑制するために、各医療保険者は、受診又は受診に代えて定期健康診断結果の提供を呼びかけ、受診率の確保に努めています。事業主が受診等に協力することで、保険料の負担減につながることもできるかもしれません。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277